

工事に係る業務委託契約における最低制限価格等の制度を改正します（お知らせ）

ダンピング対策のため、本局発注の工事に係る業務委託契約の入札における最低制限価格等の制度を下記のとおり改正します。

記

1. 対象となる契約

予定価格（税込）が 100 万円以上の工事に係る業務委託契約

2. 主な改正内容

最低制限価格、調査基準価格の計算方法を変更します（詳細は①、②をご覧ください）

- (1) 業務（測量業務、建築設計業務、土木設計業務、地質調査業務）ごとに計算式を設定
- (2) 業務ごとに予定価格(税抜)に対する上限・下限範囲を設定

①最低制限価格

【現行】（予定価格(税込)：300 万円以上特例政令適用基準額未満）
全ての業務 予定価格(税抜)×70%



【改正後】（予定価格(税込)：100 万円以上特例政令適用基準額未満）
業務ごとに予定価格(税抜)に対する上限・下限範囲及び計算式（ア＋イ＋ウ＋エ）を設定

業務区分	予定価格(税抜)に対する上限・下限範囲	ア	イ	ウ	エ
測量業務	60%～82%	直接測量費	測量調査費	諸経費×48%	—
建築設計	60%～80%	直接人件費	特別経費	技術料等経費×60%	諸経費×60%
土木設計	60%～80%	直接人件費	直接経費	その他原価×90%	一般管理費等×48%
地質調査	2/3～85%	直接調査費	間接調査費×90%	解析等調査業務費×80%	諸経費×48%

※ 複数の業務区分からなる案件の場合は、上表の計算式により該当する各業務区分の最低制限価格を算出し、それらの合計により全体の最低制限価格を算出。

②調査基準価格（予定価格(税込)：特例政令適用基準額以上）
上記①最低制限価格と同様

3. 実施時期

令和2年4月1日以後に入札公告又は指名通知を行う契約から実施します。